

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法第94号)第29条及び施行令第23条第1項の規定により、旧佐世保市、旧江迎町、旧鹿町町の平成20年度決算に基づく合併後の佐世保市の健全化判断比率を次のとおり公表します。

健全化判断比率 (単位：%)

	実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率
健全化判断比率	-	-	14.1	110.2
早期健全化基準	( 11.25 )	( 16.25 )	( 25.0 )	( 350.0 )
財政再生基準	( 20.00 )	( 40.00 )	( 35.0 )	-

いずれの比率も基準を下回ることが求められます

実質赤字比率、連結実質赤字比率は黒字の場合、数値なしとなります。

連結実質赤字比率の財政再生基準については、経過措置が設けられており、平成22年度までは40.00%、平成23年度は35.00%、平成24年度以降は30.00%となります。